

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和5年11月30日付け公文書部分開示決定処分（尼マナ第382号。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が令和6年3月21日付けで提起した審査請求（令和5年度審査請求第14号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和5年10月16日、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、同日付けの公文書開示請求書を提出して、尼崎市保健局保健部健康支援推進担当（課）が保有する文書でたばこ対策に係る日本たばこ産業株式会社とのやり取り（面会、書面、電話、FAX、電子メール等の一切のやり取り）の際に作成し、又は取得したもの（令和5年2月7日以降のものに限り、感謝状の授与に係るものにあつては他の所属が保有するものを含む。以下「本件開示請求文書」という。）の開示を請求した。
- 2 処分庁は、本件開示請求文書として、出屋敷公園における喫煙設備の寄付に関する文書で寄贈式等における記念撮影の写真（以下「本件公文書」という。）以外のもの（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- 3 処分庁は、本件対象文書に記載されている情報のうち、条例第7条各号に掲げる情報が記載されている部分を除いた部分を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公文書部分開示決定通知書（令和5年11月30日付け尼マナ第382号）により審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和6年3月21日、本件処分において不開示とされた部分の一部

(以下「本件不開示部分」という。)を取り消し、本件公文書を開示する旨の決定を求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

- 5 処分庁は、令和6年6月14日、本件公文書について、本件開示請求文書として追加して特定し、これを開示する旨の決定を行い、その旨を公文書部分開示変更決定通知書(同日付け尼マナ第121号)により審査請求人に通知した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件不開示部分には、審査請求人による開示の請求に対応する公文書が特定されておらず、本件処分のうち当該公文書を開示しないこととした部分(本件不開示部分)は違法である。

2 処分庁の主張

処分庁は、前記事案の概要第5項に記載のとおり、審査請求人が開示の請求に対応する公文書として特定を求める本件公文書について、本件開示請求文書として特定し、本件公文書を開示したことから、本件審査請求において審査請求人に不服がある部分は全て開示されることとなった。

したがって、審査請求人は、現時点においては、本件不開示部分の取消しを求める法律上の利益を有していないことから、本件審査請求は、不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

理 由

1 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき処分の取消しを求める審査請求は、処分の取消しを求める者がその処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有している必要がある。

本件では、審査請求人が開示を求めた部分について、令和6年6月14日、処分庁が開示する旨の決定を行ったことから、本件審査請求において審査請求人に不服がある部分(本件不開示部分)は全て開示されることとなった。

したがって、現時点においては、審査請求人は、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有していないといわざるを得ない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、主文のとおり裁決する。

令和7年4月22日

審査庁 尼崎市長 松本 眞